

吉岡小学校いじめ防止のための基本的な方針

共通スローガン1

「いじめを しない させない 許さない」

共通スローガン2

「なくそういじめ 広げよう思いやり」

※ 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法より）

児童等に対して、本校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童

- ・いじめを行ってはいけない。
- ・いじめを見つけたら大人や友達に相談をする。
- ・いじめをなくす取り組みに積極的に参加する。

学校

- ・いじめを許さない姿勢を持つ。
- ・虚偽や隠蔽をしない。
- ・教師自身がいじめを助長するような不適切な発言や体罰をしない。
- ・いじめの未然防止、早期発見、早期対応をする。

家庭

- ・規範意識を養うための指導その他必要な指導を行う。
- ・子どもがいじめを受けた場合にはいじめから子どもを保護する。
- ・学校が講ずるいじめ防止のための措置に協力をする。

地域

- ・児童の様子や言動等で気になることがあれば声をかけ、学校や家庭に連絡をする。
- ・学校が講ずるいじめ防止のための措置に協力をする。



未然防止のための活動

- ・「強い心」と「正義感」の育成
- ・居場所づくり・絆づくり
- ・学習規律、生活規律の確立と維持
- ・学力の向上・自己有用感の高揚
- ・「命の教育」、「いじめ撲滅キャンペーン」
- ・保護者や地域住民への啓発活動
- ・インターネットを通じて行われるいじめの防止
- ・特に配慮が必要な児童生徒への支援
- ・校内研修の実施
- ・長期欠席児童生徒、感染症に伴う欠席している児童へのいじめ防止

重大事案への対処

- ※重大事案①
いじめにより児童が生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
重大事案②
いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたとき
- ①校内報告連絡・いじめ緊急対策会議
 - ②市教委への報告・連携
 - ③医療機関・警察関係機関との連携
 - ④調査及び情報の提供

早期発見のための活動

- ・教育アンケート（7月・1月）
- ・いじめアンケート
- ・定期的な教育相談
- ・日常的な教育相談
- ・保護者との情報共有

早期発見のための相談窓口

- ・校内...教頭・養護教諭・スクールカウンセラー
- ・外部のいじめ相談窓口
千葉県子どもと親のサポートセンター
0120-415-446
- 24時間いじめ相談窓口 0120-0-78310
- 四街道市青少年育成センター 0120-423-006
- 四街道市教育委員会指導課教育サポート室
043-421-7869

児童の取り組み

令和4年度児童会運営
～いじめ撲滅キャンペーン～

- ・各学級で、いじめ撲滅に関するポスターを作成し、児童の目にふれる渡り廊下に掲示